

大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第19号

### 大和州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市営住宅条例施行規則（平成9年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に、「第32条—第44条」を「第31条—第43条」に、「第45条—第49条」を「第44条—第48条」に改める。

第1条中「第74条」を「第73条」に改める。

第7条第2項中「提出」を「提出し、」に改める。

第12条第2項を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条第1項第3号中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条第2項中「第19条第3項」を「第18条第3項」に改め、同条を第14条とする。

第16条第2項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2項中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第26条第1項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2項中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

第32条中「第44条」を「第43条」に改め、第3章中同条を第31条とし、第33条を第32条とし、第34条から第44条までを1条ずつ繰り上げる。

第45条中「第71条第1項」を「第70条第1項」に改め、第4章中同条を第44条とする。

第46条中「第72条第3項」を「第71条第3項」に改め、同条を第45条とし、第47条を第46条とし、第48条を第47条とし、第49条を第48条とする。

別表第3第6号様式の項を削り、同表中「第7号様式」を「第6号様式」に、「第14条」を「第13条」に、「第8号様式」を「第7号様式」に、「第15条」を「第14条」に、「第9号様式」を「第8号様式」に、「第10号様式」を「第9号様式」に、「第11号様式」を「第10号様式」に、「第16条」を「第15条」に、「第12号様式」を「第11号様式」に、「第13号様式」を「第12号様式」に、「第14号様式」を「第13号様式」に、「第18条」を「第17

条」に、「第15号様式」を「第14号様式」に、「第19条」を「第18条」に、「第16号様式」を「第15号様式」に、「第17号様式」を「第16号様式」に、「第18号様式」を「第17号様式」に、「第19号様式」を「第18号様式」に、「第20条」を「第19条」に、「第20号様式」を「第19号様式」に、「第21号様式」を「第20号様式」に、「第22号様式」を「第21号様式」に、「第21条」を「第20条」に、「第23号様式」を「第22号様式」に、「第23条」を「第22条」に、「第24号様式」を「第23号様式」に、「第24条」を「第23条」に、「第25号様式」を「第24号様式」に、「第26号様式」を「第25号様式」に、「第25条」を「第24条」に、「第27号様式」を「第26号様式」に、「第26条」を「第25条」に、「第28号様式」を「第27号様式」に、「第27条」を「第26条」に、「第29号様式」を「第28号様式」に、「第30号様式」を「第29号様式」に、「第28条」を「第27条」に、「第31号様式」を「第30号様式」に、「第32号様式」を「第31号様式」に、「第30条」を「第29条」に、「第33号様式」を「第32号様式」に、「第31条」を「第30条」に、「第34号様式」を「第33号様式」に、「第45条」を「第44条」に、「第35号様式」を「第34号様式」に、「第46条」を「第45条」に、「第36号様式」を「第35号様式」に、「第48条」を「第47条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。